

## 平成24年度第3回平塚市地域包括支援センター運営協議会会議録

平成25年3月21日（木）

午前10時30分～午前11時55分

平塚市役所南附属庁舎2階E会議室

出席者

（出席委員）

鈴木委員、横山委員、田中委員、上野委員、増井委員、今井委員、山崎委員、湯川委員、小宮委員、越光委員、弘中委員

（11人出席、長野委員、城生委員、2人欠席）

（事務局）

高梨福祉部長、田中高齢福祉課長、大木高齢福祉担当長、古尾谷主管、大内主査、萩原主事

開会

1 福祉部長あいさつ

2 議題

（進行は越光会長）

議事に入る前の報告事項

過半数の委員が出席しており、平塚市地域包括支援センター運営協議会運営要綱第6条第2項により会議は成立。また、会議の傍聴者はなし。

（1）平成25年度地域包括支援センターの方針について

<事務局>

資料1「平成25年度地域包括支援センターの方針について」に基づき説明。

《質問・意見》

<委員>

「地域包括ケアシステムの基盤」というのはとても重要な課題であると思っております。これを行政としてはいつ頃までにどのような形で作成をしていくのかということと、またどのような役割を担っていくか、関係機関への働きかけ方などを教えていただければと思っております。

<事務局>

まず基盤づくりの方ですけれども、地域包括ケアシステムの構築ということでは前の計画から引続きあるものです。なので、それを5期の中でさらに具体的にお示しして計画の中でもこれが重点課題という形で捉えております。具体的には地域包括ケアシステムの中核を担うのはそれぞれ市内に8包括ありますけれども、その包括が中核的な役割を果たします。包括が各地域の色々な機関とか団体と地域ケア会議等で関係づくりをして、情報共有すると

いうのも一つございます。こちらについてはいつまでというか、今実際に構築中でございますので今後も引続き地域の中の関係団体との関係づくりを継続して行っていくということです。あとさらに介護とか医療との連携の部分がありますが、こちらについては各地域包括支援センターの方に職員と総合病院の方の事務職が混合して意見交換等もしておりますけれども、そこで色々な課題が出てきていまして、すぐに改善できるものと今後協議を継続して進めていかなければいけないものとを分けまして、すぐできるものは変えていって、すぐできないものについてはどうやっていくのかというのを協議を重ねていって少しでも今までよりやりやすい関係というものにしていきたいと考えております。あと医療との関係ですと、医師会との情報共有とご協力もいただかなくてはいけませんのでそれは今後も引続き行い、今年度は「地域包括ケア会議」という仮称で、そちらの中で多職種の方とのまずはお話し合いとそれから今回医療との連携の部分で「ひらつか安心ファイル」というものを急遽作成いたしました。そのファイルを患者さんとかご本人のところに置いて、その方に係わるいろんな職種、医師の方、それから介護職の方等々がその中に係わった内容を記入していただくことによりよりスムーズな連携が図られるということも考えておりまして、こちらについてはファイルは作りましたけれどもまだ配布方法等については確定しておりませんので、まずはファイルを作ってそれでどういう形で配布して活用していただくかというのを具体的には来年度協議していきたいと考えております。

#### <委員>

認知症サポーター養成講座のことでお聞きしたいのですが、サポーター養成交流会ということで私も認知症サポーターになっておりまして、交流会もここのお部屋で参加させていただいたことがあるのですが、その時は介護された方の実体験を発表されてそれをお聞きしたことがあるのですが、とても本当に参考になったと思います。それでこれから養成した後、行政の方は交流会をどのように活かしていきたいのかということと、あと現実に向けて市民にどう働きかけていくのか、1回私が交流会に参加させていただいて有意義だったのですが、私たち宮の前に住んでおりますのでその時に20名位の方が一応認知症サポーターを受けたのですが、それで現実にその方たちは本当に認知症になってしまった方もいられますし、受けたままの方もいらっしゃるのです、やはりリングの存在すらこれは何だったのかなというような方も中には本当に現実的にいらっしゃるのですね。だからそういう方に再認識していただくためにも呼び掛けとか、やっぱりそういうようなことをできるだけPRして多くの方にサポーター養成講座を受けた後のことのフォローをやっていただきたいなと思っております。それとあと認知症介護者のサロンのようなものは各包括支援センターの中で開催というのは現状的には無理なのではないでしょうか。そういうお考えは高齢福祉課などではないのでしょうか。

#### <事務局>

養成講座についてはさっきお話があったように年間700人という計画で毎年度やってどんどん増えていきますけれども、ご質問にあった交流会について、養成講座を受講後の方の活躍の場というのですかね、そういったのがちょっと今十分にできていないという課題を持っています。それで交流会については市内の各包括が今年度もやっていますけれども25年度はさらに各包括で開催するという方針を定めております。なので、十分にできていない状況

ですけれども交流会の内容等も工夫しながら、かたやサポーターを養成してその後交流会にその中で受けた方が交流会の方でまたさらに勉強していただくなり、情報の共有の場にしていただくなり、そういう場をつくらないと養成するだけでは十分ではないというのは正にご指摘のとおりでありまして、議会の方でも本会議などでその辺を質問されて議員さんの方からも指摘されておりますので、課題としては認識しておりますので25年度以降も交流会を少しでも活発に開催できるような形で課内でも検討して進めていきたいと思っています。

<事務局>

サロンは今社協の方でやっているところで、高齢福祉課としては各包括にはお願いはしていないのですが、交流会の中で地域にこういう場があったらいいよねともし話が出たときにその中で検討をする機会もあるかと思います。今のところ各包括で認知症の方のサロンの話はしてはいないのですけれども高齢者が集まるようなサロンは包括によっては開催しているところもありますので、そういう中で意見を吸い上げながら認知症の家族の方が集まれるようなサロンもいずれできていくといいと思いますが、まだ今後という形になるかと思えます。

<委員>

私も過去夫の父を介護したことがあります、やはり介護しているときはとても不安なのです。今から25年前でしたから本当にこういうことは何もなくて、私民生委員もやっていなかったものですから、本当に父と私と二人で毎日話している感じで、よその方の情報というのが一切なかったものですから、とても不安だったのです。今の方たちは介護されている方は恵まれているかなという感じは本当に心から思います。またそれであっても介護者の方はやはり何かこういうことはと相談したいと思うのです。それで私たち民生委員もそういう方に呼び掛けてはおりますがまだまだそういうとこまで全然民生委員がタッチしていない方もあるかと思えますので、色んな情報を発信していただいてそういう方がキャッチできるようなことを本当にやっていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

<委員>

認知症関係で言うと、認知症サポーターを養成して何をしていくかということだと思えるのですけれども認知症のサポートが必要なのは患者さんだけではなくてさっき副会長もおっしゃっていましたが、認知症のご家族が孤立しないように地域のサポーターが支えていく、その地域で認知症の患者さんとご家族を支えていく機運を盛り上げる核になるのは地域包括の一つの役目なのだろうと思います。ですから、認知症介護者サロンというのは、できればそれぞれの地域包括ごとにやっていただきたい事業ではあるのですけれども、これが今社協が中心になってやっているということで、社協さんと行政がうまく連携し合って地区社協ごとにやっていくのか、あるいは包括ごとにやっていくのか、いずれにしても包括とそれから認知症介護者サロンというところは権利擁護の面でもやっぱりうまく連携していかなければいけないところだと思いますし、そういったところで医師会の方に何か協力できることがあれば今医師会からは医師が参加して介護者の方の悩みを聞いたりアドバイスをしたりということで係わっているのですけれども地域で認知症を診療している先生方は他にもいらっしゃいますのでそういったところで協力できればいいのではないかなと思います。よろしく願いいたします。

<委員>

県の方の方針としては福祉課でサロン活動を活発にしていくという方法で打ち出しておるわけなのです。今平塚には福祉村、それから包括支援センターとか色々ございますが、それがバラバラな活動をしているみたいでどういうふうにご利用したらいいかというのも市民の方がわかっていないのではないかなと思います。例えば須賀の方の人が包括の相談に行つて実際には管轄としては富士白苑までいかなくてははいけない。そういった細かな包括支援センターのケア方法ができていないのではないかなと思います。実際には富士白苑は大磯の住所になっているのですよね。平塚の須賀の方が富士白苑まで相談に行かなければならない。距離的には相当な範囲なわけですよ。バスに乗っても終点まで行かなければはいけない。そういう整備をもっとしてケアセンターを利用しながら包括をしていった方がいいのではないかなと思います。それとサロン活動を花水でしているのですが、なでしことか花水台とか自治会館で今やっているのですよ。実際には南部福祉会館の福祉村というの一番向こうの方にあるのですよね。そういうことでどういう利用をしてそういうものやっっていくかというのをもう少し具体的に市民に知らせるべきではないかなと思います。実際には寝たきりとか閉じこもりなんかをそちらの方に向けるという方法でできているのだと思うのですけれども、それが理解されていないからなかなか利用価値が少ないのだと思うのです。自治会会報なんかでもいついつサロン活動やりますから、お茶を飲みに来てくださいと一部では回覧してあるのですが、それが徹底してなくて公民館でやっているのだか、どっちでやっているのだというのがはっきりしてないのですよね。

<会長>

明確なPR方法などを事務局の方にもお願いをするということではいかがでしょうか。

<委員>

今の意見にちょっと追加したいのですが、今おっしゃられた福祉村のことなのですが、うちの北の方の地域に福祉村がありまして、私の母親がボランティアで参加しているのですけれども、実際に福祉村を使用している高齢者は普段はほとんどいないそうです。うちの北の方の地域こそ本当に高齢者ばかりなのですから、何か行事があるときは数名の参加者がいらっしゃるらしいのですが、普段はお茶も飲みに来ないし、少しは呼び掛けてはいるのですが、なかなか足を運ぶっていう勇気やきっかけというのがなくて、そういうのも啓発していただければと思っております。

<会長>

一つは施設があっても遠いということですね。

<委員>

あっても知らないと、行きにくいというような感じのところが多いのではないかと思うのですよね。何のための福祉村かということも理解されていないと思うのですよね。

<委員>

私の崇善地区というのは福祉村がないわけですが、公民館で地区社協のふれあいサロンというのが各月に一度開催されていますが、この間も地区社協の会議の時に色々話合ったのですが、出てくる方は毎回同じ方なのです。それで私たち民生委員が見ても一人暮らしの方が結構いらっしゃるのですけれども、崇善地区はふれあい交流サロンは75歳以上であ

れば誰でも参加していいということになっているのですね。でもやはり大勢の方が来られないという、福祉会館でやるときもあります。今度4月8日には七国荘でお花見をやります。崇善公民館でもやるのですが、崇善公民館もやはり階段がありましてなかなか来にくいということもあって、やはり一番遠いので、外れにありますから公民館までは遠いということで、福祉会館はバスが出ます。でもバスが出てもやはりNTTからと公民館から2台出るのですが、その所まで来る方がなかなかバスの集合場所まで来ることすらできない方が結構いらっしゃるんで、やはり来られない方をどうしようかということが問題で話があったのですが、各地区も皆さんさっきの意見にもありましたようにわかっているにもかかわらず出掛けられないという方が結構いらっしゃるかなと思っております。

<会長>

皆さん方から色々お聞きしましたけれど、色々問題が各地であろうかと思いますが、これは私どもと事務局とよく連携を取り合ってPR方法とか今後の対策というものをこれから考えていく必要があるというようなことでよろしいでしょうか。

## (2) 平塚市地域包括支援センター運営協議会の条例化について

<事務局>

資料2「平塚市地域包括支援センター運営協議会の条例化について」に基づき説明。

<委員>

今回この運営協議会自体の条例化ということはわかりました。全体像として市の運営方法として各種の委員会、協議会を今持っているわけですが、あるものに対しての変更をかけるとして、これから新たな問題が生じたときにやっぱり何らかの形での協議会みたいなものが必要になったときの対応というのはどうなるのですかね。私の考えで言うと条例というのは作るまでにやっぱり半年から1年、議会のタイミングがずれちゃうとかなりの期間が開いてしまいますよね。そうするとやっぱり事前に懇話会という形で要綱設置して、その上で発展的に条例にして協議会なるものに変えていく流れになるのでしょうか。これ見ながら非常にスピードと柔軟性が落ちてくるのではないのかなと心配しているのですが。方向としてはどうなのでしょう。実際に非常に答えにくい問題だと思うし、部署違うよと言えばそれまでになってしまうので。

<福祉部長>

全体的なところからしますと、今平塚市の方向というのが市長部局ということで返還訴訟などがあったことで総務部の方でまとめようということをやっていたものです。包括の運営協議会もその一つでしょうということになっているわけです。委員がおっしゃられたようにこれから色んな課題をどんどん検討しなければならなくなったときに、その辺が条例化するようなことがあれば本当にタイミング的にその辺の話が全然できなくなってしまうのではないかとすごくご心配されていると思います。特に福祉などもそうなのですが、そういうような場面では取りあえず法的なものというよりはまずは現場重視というような形で、やっぱり中身の話というのは、やはりここにあります懇話会みたいな形でまずはつくっていくという形で、中身はどんどん検討していくというようなところで、当然その報酬とか報償とかの絡みでこういうことになったわけですから、内容的には今までと同じような形で、色々な課

題についてはその時のメンバーを色々考えながら今までどおりやっていくという形は変わらないと思っております。

<委員>

あくまでも市民が中心で、法律というのはそれについてくるものだと思いますので、福祉部だけではなしに柔軟な対応をよろしく願いいたします。市民が起こした訴訟だよと言えばそれまでなのですが、他の市民も決して悪いことを考えてやったことではないと思うので柔軟な対応を今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

<委員>

市の方でこの前仕分けをされて役所も再編されたようですが、その一連の動きなのですかね。

<福祉部長>

この動きは、平塚だけではなくて日本全体にこういうようなところがあって、平塚だけではないというところで全国的に見直しを行っているところでございます。ですから、これについてはこういう流れでやっていますけれども、昨年行いました事業仕分けとは別のものがございます。

### (3) 平成25年度高齢者見守り事業について

<事務局>

資料3「平成25年度高齢者見守り事業について」に基づき説明。

《質問・意見》

<委員>

資料3のカの「ひらつかミルック」のところで、「介護データとの比較により介護予防事業の研究を行う」と書かれているので、これはどこかうまくタイアップをして、今までにやられていたかと思うんですが、それをよりパワーアップさせた事業に取り組む形になるのでしょうか。

<事務局>

これを申込むにあたりまして、「誰が申込みました」というのを住民基本台帳のコードというのがありますので、それと介護のシステムを関連づけて、これを使ってたくさん歩いた人が将来要介護になるのがどのように遅れていくのかとか、抑えられるのかということまで最終的にはいければなという考えはあります。まずはそのためにはたくさん申込んでいただいて、使っている人、いない人での違い、今行っている介護予防担当の事業と介護保険課のシステムにうまくつなげていければということは考えています。具体的にはこれから構築していくこととなります。

<委員>

例えば包括センターにしても福祉村にしても、一応町内の区割りがありまして道のこっちとこっちみたいになっておりまして、自分はこっちの広い方がエリアに、道隔ててすぐ近くにあるのになあとか、例えば防災の避難所なんかもそうなのですが、隣道を隔ててそっちに行けばすごく近いのに我々のいく場所はこっちだっていうふうな場合、例えば何町は向こうの端の方にあったり、隣町の方が近かったりですね、そういうケースってあるかと思うんで

すが…。これは近い方に行ってそっちはそっちで色んな欠点もあるとかでそういうわけにいかないものですかね、行きにくくなっちゃうっていうのですかね。本来の自分の指定されたエリアに行こうとすると遠くなるだとか、隣町の方がそばなのだけどなあいうこともあったりします。

<会長>

行政区の問題ね。

<委員>

行政区分ですかね。もっと融通がきくようにすればいきやすいと思いますがどうなのでしょうかね。管理しにくいということにはなりますけれども。そういうことがありましたので、ここで答えを欲しがっているのではないので…。

<会長>

難しい問題でしょうけどね、事務局の方で一考しておいていただければと思いますがいかがでしょうか。

<委員>

そうですね。

<会長>

新規の事業で機械も新しく利用すると、難しい言葉で私どもあまり聞き慣れない「オペレーションセンター」なんてね、なかなか地域に行っても「何だこの言葉は」ということになりかねないので、今後の策を練っていただくということでお願いをしたいと思います。

<福祉部長>

先ほどもちょっとお話をさせていただきましたけれども、こういうものを市がやるらしいよという、皆さん色々な立場の方がいらっしゃいますので、例えば一人暮らしで「あの人これを持っていた方がいいかな」みたいなPRを、市だけだとPR不足だっというご指摘そのとおりだと思うのです。広報に載せてもそこ1回限りなので見る方と見ない方もいらっしゃいますし、本当に色々な団体の方がいらっしゃいますので、例えばうちの方に来て市の方で説明してくださいよというのももちろんお受けしたいと思っておりますので、そういう形で色々な所で口コミのよって、今担当者が言いましたけど持ってもらった人が「ああ良かったよ」というのが段々口コミで広がると「私も持ちたいな」とか、自分で携帯持っているけれども歩数が例えば娘とか息子に行くのだったらそれでコミュニケーションできるなというところもあればそういうものが是非ほしいわという人もいらっしゃると思いますし、これはなかなか広がるのがPRっていうのが難しく、そういうところを皆様方の団体の仲間か個人的なところで色々お口添えしていただければと思っておりますのでよろしく願いいたします。

<委員>

少し守備範囲が違うことでしょうけれども、市の方で災害時要援護者に見守りの方を付けてくれとおっしゃって重度障害の方が家族の方が案外そばにいたりするのですけれども、一人暮らしで半日くらい昼のうちは一人ぼっちとか、夜は一人ぼっちとか、そういう方がいらっしゃいますので、この携帯のようなものをもし持っていただければいいかなと思います。今人間関係が希薄になったりするものですから、自治会の方にそういう介護者を探してくれと言われても、お互いにお付き合いがないためにこういうものがあるとかかなりの部分をカバ

一できるかなと思います。災害時要援護者の一人住まいの方なんかには、ご高齢の方とかにこれ結構いいツールになるのかなと思います。

<委員>

これからは高齢者学習とか色々ありますからそういうところで、よく説明していただくと教育委員会と方とタイアップしてやるとか、やはり社協でやるとか、そういう会合でPRしてもらうのが一番手っ取り早いと思います。是非その辺を含んでいただければと思います。

<会長>

今意見が出ましたけれども、これは新規の事業であります。また、自治連合会又は民生委員協議会、社会福祉協議会など、各分野で浸透するような啓蒙、PRが必要になってくると思います。まして、名前も「よろず相談センター」になったりしておりますから、私どもは堅苦しい「地域包括支援センター」ということで協議をしているわけでありまして各面からPRの方を考えて推し進めていただきたいと考えております。

<委員>

質問なのですが、お話し見守り歩数計のオのところで「優良者の表彰」とありますが、PRするにはどんなことを考えていますか。民生委員にもPRしたいので例えば1か所に集めて表彰するのか、皆さん表彰というと結構乗ってくるような気がするのですね。どういう考えをお持ちなのかお聞きしたいです。

<事務局>

2通りの優良者があって、絶対評価と相対評価で皆さんの中でたくさんあるけど本当に達人な方の表彰とそれぞれのレベルで自分の中で頑張ったから表彰ですよその双方が必要かなというふうに今考えていまして、それを具体的にどの時点で締めて、どういうふうに表彰するかというのはまだこれから考えていくところです。社会福祉協議会さんの方も協力してくれるのと、あと事業者の方が見守りの会社がもともとガスの会社でして、ガスの見守りのシステムとかが行った先、検針先での会話の中からはちょっと最近調子が悪いというところから派生した会社で得意分野を伸ばしたような感じのところですので、ガス展とかそういうものをたくさんやっている会社なので、相談をしながらタイアップしてやっていこうかというところです。具体的にこうしようというのはガチガチに固めていないところがあります。後から追いかけてそういうものをやっていこうかなというところで、まずは皆さんに使っていただく、将来はそういうことをやっていくよというところで考えています。

<委員>

緊急通報システムはセンサーとかを取り付ける工事代も込なのかですか。

<事務局>

取付けるには、実は全く新しい方は1万円かかるのですがそれは市の方で税金を使います。今緊急通報使っている方は今度鍵ホルダーとセンサーを付けに事業者の人に行ってもらおうのですが、これは事業者さんの方で持ってもらえるということですので、今緊急通報を使っている90件くらいの方は何もかからないでセンサーをつけてもらえるということです。全く今やっていない人が新たに申し込むときだけ1万円を市で負担します。

<委員>

システムはいつから始まるのですか。4月1日から受け付けるのですか。



<事務局>

今高齢者よろずセンターの方を通じて、切り替えの書類が必要になりますので、それを出していただいているところで、3月中にできれば事業者さんに回ってもらってというふうに考えていますが、ちょっとぎりぎりでどうなのかなと考えています。もしかしたら4月に入ってしまったら今の緊急通報システムを使いながらセンサーを4月中につけに行くことになるかもしれません。全く新しい方の受付は既に高齢者よろず相談センターの方で始まっていますので、事業者さんと本人が都合を合わせて家にいただいてその場で取り付けるような形になるかと思います。

<委員>

受付が一番がよろずでやっているのですか。

<委員>

1、2、3番ともよろず相談センターで受け付けます。2番のはいかいSOSだけは市役所でも受付ができます。1と3はよろずだけ、2番は両方、よろずと市です。

<会長>

市役所の高齢福祉課ですか。

<事務局>

はい。はいかいSOS自体が市役所の方で受け付けています。

<委員>

4月1日からということですね。

<事務局>

はい。事業は4月1日からになります。

#### (4) 平成25年度地域包括支援センター事業予算について

<事務局>

資料4「平成25年度地域包括支援センター事業予算について」に基づき説明。

《質問・意見》

<委員>

賃金のところで精神保健福祉士1名、基本手当等ということなのですが、これは市の方に精神保健福祉士が1名増員されたということでしょうか。

<事務局>

こちらにつきましては、認知症の関係等で各包括の方で相談を受ける機会が今後増えていくということで、嘱託員ということで年に4回公募で募集するのですが、過去にもずっと募集してきたのですが応募がなくて、25年度についても引続き公募で募集をしていくという意味ですね。結果的に今までですね、応募がなかったのですよね。したがって引続き今後も応募をしていくという意味でございます。

<委員>

手当をちょっと増額したわけですかね。

<事務局>

これは6か月分ですね。今年度は4月からということで予算をあげています。24年度に

については半年ということをやったのですが、結果的には24年度については応募がなかったという状況でございます。

(5) 地域包括支援センター増設にあたってのヒアリング結果について

<事務局>

資料4「地域包括支援センター増設にあたってのヒアリング結果について」に基づき説明。

《質問・意見》

特になし。

### 3 その他

「ひらつか安心ファイル～医療と介護の連携を図るためのファイルを作成～」の取組みを報告。

<会長>

委員の皆さまには貴重な御意見をたくさん発言していただきまして、円滑な議事進行にも御協力をいただきありがとうございました。平成24年度第3回目の運営協議会に係る事項はすべて終了しましたので、委員の皆さま、どうもありがとうございました。

以 上